

【重点課題3】高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進

取組方針

高齢者が孤立することなく、「地域による見守り」を実感しながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、地域包括支援センターが中心となって、京都のまちが培ってきた自治の伝統を生かした高齢者を支えるネットワークの構築を一層進めます。

また、高齢者ができる限り居宅において生活を続けるためには、安全で暮らしやすい生活環境の整備が重要であり、住宅分野と介護分野との連携による高齢者にふさわしい住まいづくり、災害時の避難支援体制の確保等の取組を進めます。

施策・事業数 54(うち、新規14)

【施策の体系】

1 高齢者を支えるネットワーク構築の推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- 301 地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携
- 302 地域包括支援センターの体制の充実<新規>
- 303 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組<新規>
- 304 地域包括支援センターの広報の充実<新規>
- 305 高齢者支援に係る全市統一的なITネットワークシステムの導入<新規>

(2) 地域における関係機関の連携

- 306 地域包括支援センターと関係機関との顔の見えるネットワーク構築の推進<新規>
- 307 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催
- 308 区・支所単位の協議の場としての「区・支所地域包括支援センター運営協議会」の運営及び連携体制の構築支援
- 309 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に向けた取組支援
- 310 医療と介護の連携を進めるための情報の共有<新規>
- 311 介護サービス事業者及び関係機関との連携

(3) 在宅ケア体制の充実

- 3 1 2 体調不安時に重症化防止のため一時的な入院をサポートする環境を整えることで、在宅療養を支援する仕組みづくり<新規>
- 3 1 3 かかりつけ医，かかりつけ歯科医，かかりつけ薬剤師等の医療専門職の情報提供
- 3 1 4 在宅医療実施機関（訪問診療，訪問歯科診療，訪問看護，訪問薬剤管理等）の情報提供

(4) 相談・情報提供体制の充実

- 3 1 5 地域包括支援センターにおける相談機能の強化
- 3 1 6 区役所・支所による地域包括支援センターの活動支援
- 3 1 7 区役所・支所の保健師等専門職の介護・福祉分野の知識・経験の充実強化
- 3 1 8 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進
- 3 1 9 見守り，配食サービス，買い物支援などインフォーマルサービスを含めた社会資源の情報提供<新規>
- 3 2 0 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- 3 2 1 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供
- 3 2 2 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施

(5) 地域住民による自主的な活動の推進

- 3 2 3 地域コミュニティの活性化に向けた総合的かつ計画的な取組の推進<新規>
- 3 2 4 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進
- 3 2 5 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 3 2 6 地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動への支援

2 高齢者が安心できる生活環境づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくり

- 3 2 7 市営住宅のバリアフリー化の推進
- 3 2 8 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援
- 3 2 9 福祉・介護の専門家と建築士の連携による高齢者の状態像に応じた住宅リフォーム等への支援
- 3 3 0 住宅・建築物の耐震化の促進
- 3 3 1 サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者にふさわしい住まいの整備促進<新規>
- 3 3 2 民間賃貸住宅に円滑に入居するための支援<新規>
- 3 3 3 多様な高齢者向けの住まいについての情報提供

(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

- 3 3 4 ユニバーサルデザインに基づく生活環境づくり
- 3 3 5 公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進
- 3 3 6 あんしん歩行エリア対策事業の推進
- 3 3 7 交通安全普及啓発事業の推進
- 3 3 8 ベンチの設置などによる休憩スポットの充実等の推進
- 3 3 9 市バスにおけるノンステップバスの導入促進
- 3 4 0 移動に制約のある方への支援
- 3 4 1 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施

(3) 防災対策・防犯対策の推進

- 3 4 2 災害時要援護者名簿を活用した地域における見守り体制の充実<新規>
- 3 4 3 福祉避難所の事前指定の推進<新規>
- 3 4 4 災害ボランティアセンターの運営
- 3 4 5 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進<新規>
- 3 4 6 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発
- 3 4 7 学区の安心安全ネット継続応援事業の実施
- 3 4 8 応急手当の普及・啓発
- 3 4 9 防火アドバイザーの養成
- 3 5 0 住宅用火災警報器の設置促進

(4) 消費者施策の推進

- 3 5 1 消費者啓発・教育の推進
- 3 5 2 市民との協働による見守りの仕組みづくり
- 3 5 3 消費者被害救済のための相談事業の充実
- 3 5 4 消費者被害情報等の迅速な提供

1 高齢者を支えるネットワーク構築の推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核機関と位置付ける地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センターの職員体制を充実するとともに、職員の質の確保・向上に向けた研修の実施を行います。

さらに、医療・介護・福祉サービスの情報を一元的に管理できるITネットワークシステムを導入し、地域包括支援センターにおいて市民からの相談に円滑に対応できる体制を構築します。

〔施策・事業〕

301 地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、市内に61箇所の地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターでは、担当する区域において、以下の4つの事業を一体的に実施するとともに、地域の高齢者を支える中核機関として地域住民のニーズに適切に対応します。また、事業の実施に当たっては、各職員が専門性を生かすとともに、チームアプローチによる高齢者への包括的な支援に取り組みます。

① 介護予防ケアマネジメント（保健師等を中心に対応）

予防給付と介護予防事業（地域支援事業）のケアマネジメントを一体的に実施し、要支援状態の悪化防止と要介護状態にならないための予防を図ります。

② 総合相談・支援（社会福祉士を中心に対応）

地域住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根に捉われない横断的・多面的な支援を行います。相談内容に応じて、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスが利用できるよう援助します。

③ 権利擁護相談（社会福祉士を中心に対応）

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他の権利擁護のための事業を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント（主任介護支援専門員を中心に対応）

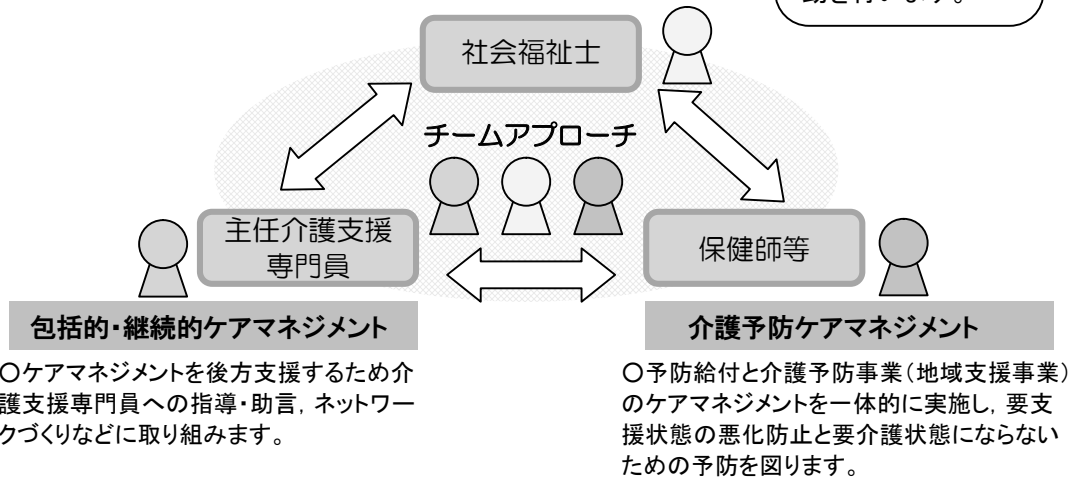
高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した包括的・継続的なケアマネジメントを後方支援するため、介護支援専門員の日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくり等を行います。

地域包括支援センターにおいて実施する事業

総合相談・支援, 権利擁護相談

- 住民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、必要な社会支援サービスや制度が利用できるように援助します。
- 高齢者に対する虐待の防止や早期発見など権利擁護のための事業を行います。

閉じこもり等のリスクの高い単身高齢者世帯への専門職による全戸訪問活動を行います。



地域包括支援センターの設置箇所数については、高齢者人口3～6千人に1箇所を標準とする国の指標に基づき、市内に61箇所としています。

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターの担当を決め、地域ケア会議を開催するなど、地域の関係機関や社会資源等と連携した各事業を推進します。

【数値目標】

目標指標	平成23年度 (見込み)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域包括支援センター相談件数	250,000件	263,700件	276,900件	290,800件

※ 毎年度5%の増加を目標とする。

<地域包括支援センター>



302 地域包括支援センターの体制の充実<新規>

高齢化の進展に伴い増加が見込まれるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者への支援を行い、地域のネットワーク構築を進めるために、地域包括ケアシステムの中核機関と位置付ける地域包括支援センターの機能強化を図る必要があることから、地域包括支援センターの職員体制を充実します。

303 地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組<新規>

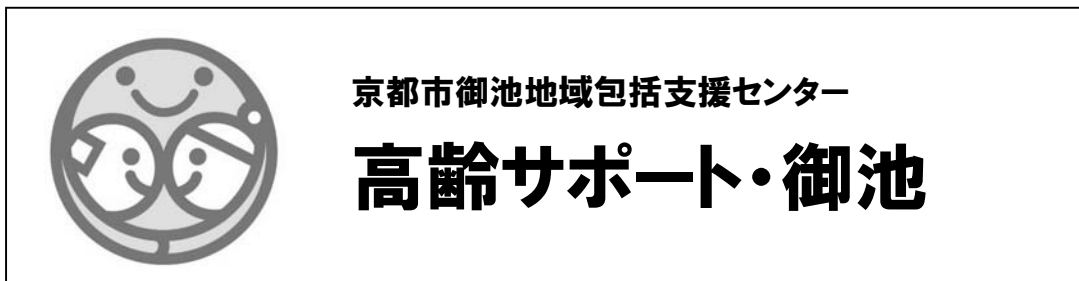
地域包括支援センターの職員を対象とした研修や、区役所・支所単位で職種ごとに専門職員会議を開催し、質の確保・向上に努めます。

とりわけ、介護予防ケアマネジメントが適切に実施できるよう、運営指導を行うとともに、地域包括支援センターで働く職員の人材育成、スキルアップの観点から、目的・対象を絞り込んだ体系的な研修を実施するため、職種やキャリア等に応じた研修プログラムの開発を行います。

304 地域包括支援センターの広報の充実<新規>

地域包括支援センターの認知度を高めるため、愛称・シンボルマークのPRも含め、高齢者の身近な相談先である地域包括支援センターを、高齢者を中心に広く地域全体に広報します。

<愛称・シンボルマーク 使用例>



305 高齢者支援に係る全市統一的なITネットワークシステムの導入<新規>

高齢者の医療、介護、福祉サービスの利用状況などの情報を一元的に管理できるITネットワークシステムを構築し、全地域包括支援センターに導入することにより、市民からの相談に円滑に対応できる体制の構築を図ります。

また、地域包括支援センターと区役所・支所が情報を共有することにより、区役所・支所から地域包括支援センターに対し、必要に応じて迅速かつ的確な支援を行います。

(2) 地域における関係機関の連携

地域包括支援センターを中心に、各団体等が地域の資源と課題を共有し、有機的な連携が図れるように支援します。

また、要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者への在宅生活支援のため、地域包括支援センターを中心に医療と介護の連携を促進します。

〔施策・事業〕

306 地域包括支援センターと関係機関との顔の見えるネットワーク構築の推進<新規>

高齢者が介護サービスや高齢者保健福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会等の関係機関との地域ケア会議をはじめとする連絡会等を開催し、顔の見えるネットワーク構築を推進します。

また、地域の実情に応じ、区ボランティアセンターとも連携し、学生ボランティアとの関係構築を図ります。

307 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催

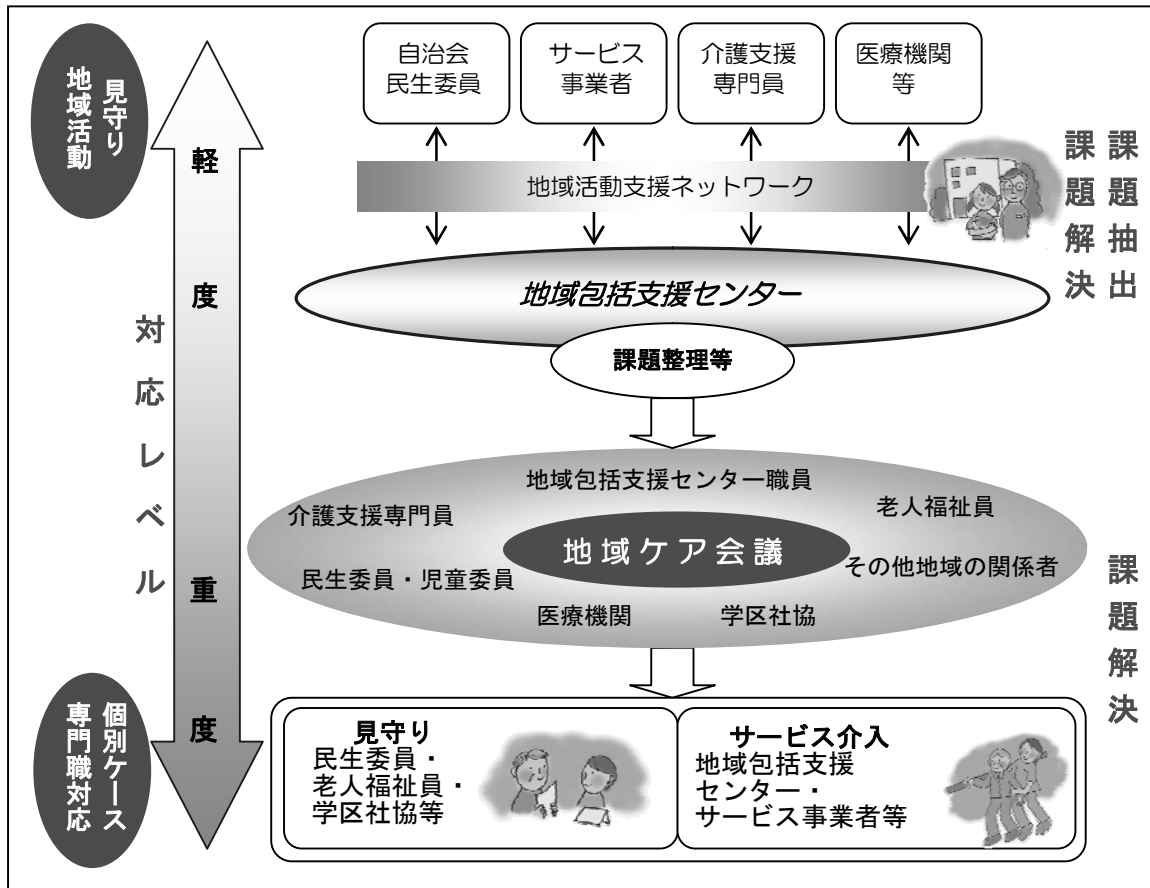
区役所・支所の支援の下、地域包括支援センターが中心となって、地域ケア会議を開催します。

この地域ケア会議は、基本的に学区ごとに開催し、地域の関係機関における情報共有や地域に固有の課題、個別ケースへの支援方針の検討や、課題解決・課題発生の防止に向けた協議を行います。

<地域ケア会議>



地域ケア会議について



308 区・支所単位の協議の場としての「区・支所地域包括支援センター運営協議会」の運営及び連携体制の構築支援

区役所・支所は、区・支所内の共通の課題等について議論するため、「区・支所地域包括支援センター運営協議会」を運営するとともに、関係機関の連絡調整や連携体制の構築に向けた支援を行います。

309 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に向けた取組支援

地域包括支援センターを中心に、地域における医療機関と介護支援専門員とのネットワーク構築を推進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院の地域連携室、介護支援専門員等との連携づくりに取り組みます。

310 医療と介護の連携を進めるための情報の共有<新規>

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ方に対して、必要に応じた医療・介護サービスが地域で提供される体制づくりを推進するため、かかりつけ医と介護支援専門員の間において医療・介護に関する情報の共有を図ります。

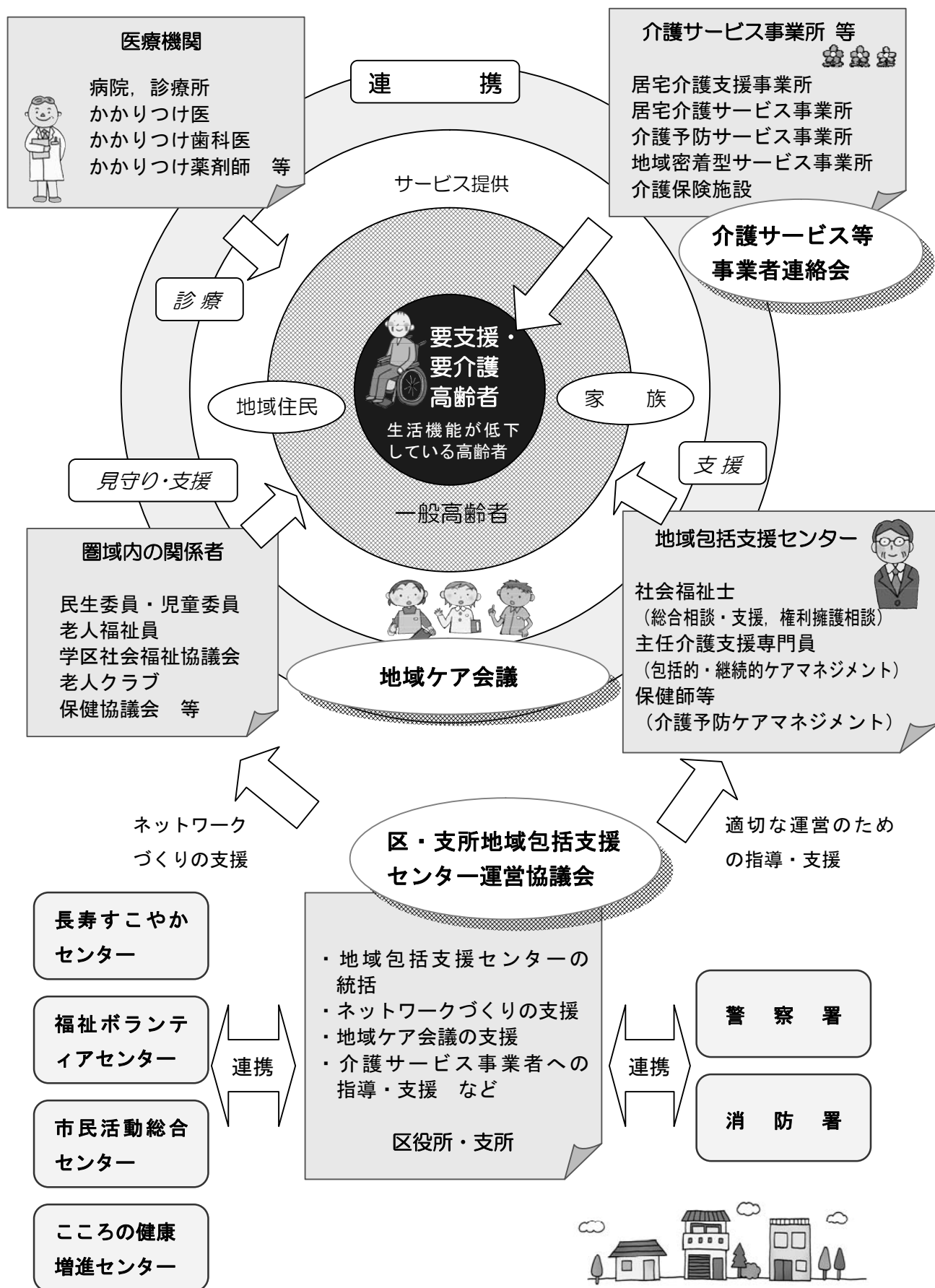


3 1 1 介護サービス事業者及び関係機関との連携

各区役所・支所単位で開催する介護サービス等事業者連絡会において、区役所・支所からの情報提供、介護サービス事業者間の情報交換や事例検討等を行うことにより、包括的なサービス利用が円滑に行われるよう、これらの関係機関の連携を強化します。

また、地域密着型サービスについては、運営推進会議等の開催を通じて、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等、地域の関係機関との連携の強化が図れるよう支援します。

地域における関係機関の連携



地域における連携・協議の場

地域ケア会議

目的

地域における様々な課題を的確に把握し、援助を要する高齢者の早期発見及び迅速な対応を行うための連携体制を構築するとともに、会議の構成員の資質向上を図る。必要に応じて個別ケースの支援方針に関する協議を行う。

主催 地域包括支援センター

構成

- 民生委員・児童委員
- 老人福祉員
- 学区社会福祉協議会
- 老人クラブ
- 自治会
- かかりつけ医
- 地域包括支援センター 等

区・支所地域包括支援センター運営協議会

目的

地域包括支援センターの適切な運営，公正・中立性の確保その他地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため，区・支所単位で次に掲げる事項等について協議する。

- 地域ケア会議等で明らかとなった課題等の検討
- 地域密着型サービス事業者その他の地域資源の活動支援に関すること
- 地域の保健医療福祉サービスについての情報収集
- 地域包括支援センターに関する計画及び運営報告

主催 区役所・支所

構成

- 地区医師会
- 京都府介護支援専門員会
- 京都市老人福祉施設協議会
- 区老人クラブ連合会
- 認知症の人と家族の会
- 区社会福祉協議会
- 区民生児童委員会
- 保健センター，消防署，警察署
- 地域包括支援センター 等

介護サービス等事業者連絡会

目的

介護サービス等事業者の専門性の向上と情報共有を図るための取組として，区・支所単位で定例開催し，情報提供や意見交換を行う。

主催 区役所・支所

構成

- 以下の事業所等の介護支援専門員等
 - ・居宅介護支援事業所
 - ・地域包括支援センター
 - ・介護保険施設
 - ・居宅サービス事業所
 - ・地域密着型サービス事業所
- 福祉用具貸与事業者 等

(3) 在宅ケア体制の充実

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・保健・福祉に関する様々な支援を行っていますが、必要な医療・介護サービスが利用できるよう、在宅ケア体制の充実を図る必要があります。

地域包括支援センターを核とした地域における総合相談・支援窓口の充実、さらには医療機関・介護支援専門員等と連携を図ることで、より一層の在宅ケア体制の充実を図ります。

〔施策・事業〕

3 1 2 体調不安時に重症化防止のため一時的な入院をサポートする環境を整えることで、在宅療養を支援する仕組みづくり<新規>

高齢者がかかりつけ医を通じ、京都府が指定する「在宅療養あんしん病院」を事前に登録することにより、在宅療養中の高齢者が体調を崩し、在宅での対応が困難になった時に、スムーズに病院で受診し、必要に応じて入院ができるシステムを構築します。また、病院の地域連携室（担当者）を中心にかかりつけ医を含む在宅チームと連携し、退院調整を行い、在宅生活へのスムーズな移行を実現します。

3 1 3 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師等の医療専門職の情報提供

主治医を求める患者に対して、地域におけるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師等の医療専門職に関する情報の提供に努めます。

3 1 4 在宅医療実施機関（訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護、訪問薬剤管理等）の情報提供

高齢者が必要な医療サービスを受け、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護、訪問薬剤管理等を提供できる在宅医療実施機関に関する情報の提供を行います。



(4) 相談・情報提供体制の充実

多様化・複雑化する高齢者からの相談に適切に対応できるよう、相談窓口に様々な情報を取り揃えます。

また、情報を入手しにくい環境にあると思われる方に対しては、地域包括支援センター等の関係機関と民生委員・児童委員や老人福祉員等が連携し、訪問活動等により、相談・情報提供体制の一層の充実を図ります。

〔施策・事業〕

315 地域包括支援センターにおける相談機能の強化

高齢者の身近な地域に設置する地域包括支援センターにおいて、社会福祉士等の専門職が各種相談を幅広く受けるとともに、必要な社会資源や制度が活用できるよう、相談機能を強化します。

316 区役所・支所による地域包括支援センターの活動支援

区役所・支所は、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関のネットワーク構築を進められるよう、地域包括支援センターの活動支援を行います。また、多様化・複雑化する高齢者保健福祉に関する相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう、必要な支援や助言を行います。

317 区役所・支所の保健師等専門職の介護・福祉分野の知識・経験の充実強化

区役所・支所の保健師等専門職の介護・福祉分野の知識・経験の充実を図るため、専門職を含めた介護・福祉に関する研修を実施するとともに、福祉事務所と保健センターの職員配置交流等を実施するなど、行政内部においても医療・保健と介護・福祉分野が円滑に連携できる環境を整備します。

318 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進

民生委員・児童委員や老人福祉員の相談・援助活動を更に推進するため、高齢者を取り巻く状況に合った研修や情報提供を行います。また、民生委員・児童委員や老人福祉員は、地域包括支援センターや一人暮らしお年寄り見守りサポーターと連携し、ひとり暮らし高齢者や外出機会の少ない高齢者など地域で情報を入手しにくいと思われる方へ、訪問活動等を通じて高齢者保健福祉サービス等の情報提供を行います。

319 見守り，配食サービス，買い物支援などインフォーマルサービスを含めた社会資源の情報提供<新規>

介護サービス等の公的サービスを補完するものとして，地域での高齢者の生活を支えるために欠かせない地域団体やNPO法人等が実施する見守り，配食サービス，買い物支援，訪問理・美容サービス，傾聴などの地域におけるインフォーマルサービスを含めた社会資源について，その把握に努め，地域包括支援センターなどにおいて，必要に応じて情報提供を行える体制整備を行います。

320 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供

高齢者や介護家族をはじめ，関係機関や団体等，幅広い市民に対して，保健福祉をはじめとした高齢者全般にわたる各種の情報を総合的に提供します。

321 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供

長寿すこやかセンターで毎月開催している「認知症の人の介護家族交流会」や，地域で活動している介護家族の会などの情報を，長寿すこやかセンターや地域包括支援センターなどにおいて，積極的に提供します。



322 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施

言葉や文化等の問題で，情報を入手しにくかったり，必要な保健福祉サービスが利用できない高齢又は障害のある外国籍市民を対象に情報提供や利用支援等の活動を行う団体に対しての助成を行います。

(5) 地域住民による自主的な活動の推進

地域福祉の推進において重要な役割を果たしている地域住民を主体とした取組やグループ活動等が、地域の中に広がるよう支援し、高齢者を地域で支えるコミュニティの構築を推進します。

〔施策・事業〕

323 地域コミュニティの活性化に向けた総合的かつ計画的な取組の推進<新規>

地域コミュニティ活性化推進計画を策定し、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的な地域活動を支援します。

324 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進

地域住民を主体として、住民・公共的団体・行政の協働により、福祉課題の解決を図り、高齢者はもとより、誰もが安心して健やかに暮らすことができる地域の実現を目指す、本市の地域福祉の理念を示した「京（みやこ）・地域福祉推進指針」を推進します。

325 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援

地域における高齢者への支援等、地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会が市域、区域、学区域で重層的な事業の展開を図れるよう支援します。

326 地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動への支援

地域住民や学生等による、高齢者等を対象とする福祉ボランティア活動や、市民活動を支援するため、福祉ボランティアセンター及び市民活動総合センターで、その活動に関する情報提供や個人・グループの情報交換の支援等を行います。

また、福祉ボランティアセンターでは、行政区域における福祉ボランティア活動の拠点である区ボランティアセンターの円滑な運営を支援します。



2 高齢者が安心できる生活環境づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくり

福祉施策と住宅施策が連携し、ハード、ソフトの両面から居住福祉の向上を図り、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりに係る取組をより一層進めていきます。

〔施策・事業〕

327 市営住宅のバリアフリー化の推進

市営住宅が、住まいのセーフティネットとしての機能を十分発揮できるよう、エレベーターの設置や住戸内の段差解消等による高齢者対応の推進をはじめとする居住性の向上を図ります。

328 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援

住宅のバリアフリー化改修に対しては、低利の融資制度や分譲マンションの共用部分の改修助成を行っており、これらの制度の活用を促進するとともに、一層のバリアフリー化改修の支援について検討を進めます。

また、要介護状態になるおそれのある65歳以上の方には、生活機能の維持向上や転倒事故防止のため、住宅改修に要する費用の一部を助成する事業を実施します。

<参考>住宅マスタープランにおける数値目標

目標指標	現況値（平成20年度）	目標値（平成30年度）
高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率	36.6%	75%

329 福祉・介護の専門家と建築士の連携による高齢者の状態像に応じた住宅リフォーム等への支援

福祉・介護の専門家と建築士が連携して高齢者の状態像に応じた住宅リフォームを行えるよう、専門家に関する情報提供等の支援を行います。

また、京都市すまい体験館が実施する訪問相談では、バリアフリー等のリフォームについて、作業療法士と建築士が住宅を訪問し、その身体状況に応じた適切なリフォームができるよう具体的にアドバイスを行います。

330 住宅・建築物の耐震化の促進

耐震診断や耐震改修などに対する助成その他支援制度により、住宅・建築物の耐震性能を向上させることで、高齢者にとって安心安全の住まいづくりを推進します。

3 3 1 サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者にふさわしい住まいの整備促進 ＜新規＞

バリアフリー構造や見守りサービス等を備えるなどの基準を満たしたサービス付き高齢者向け住宅等をはじめ、高齢者の多様なニーズに応える高齢者向けの住まいの供給を促進し、高齢者の居住の安定確保を図ります。

3 3 2 民間賃貸住宅に円滑に入居するための支援＜新規＞

高齢者の入居を拒まない住宅の登録制度を設け、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を容易に選択することができるように情報発信を行うとともに、終身建物賃貸借制度の活用を促進し、高齢者の居住の安定確保を図ります。

また、民間賃貸住宅において高齢者の入居が敬遠される要因である家賃の不払いや入居後の心身の状況変化に対する賃貸人の不安を解消するため、家賃債務保証制度の普及や高齢者を見守り支援するためのネットワークづくりを進めます。

3 3 3 多様な高齢者向けの住まいについての情報提供

京都市すまい体験館が実施する「すまいよろず相談」において、住宅に関する様々な相談に応じ、リフォームに役立つ情報提供を行うほか、高齢者の住まいに関する様々な情報を、区役所・支所や地域包括支援センターに取り揃え、各種制度の紹介、情報提供体制の充実を図ります。

(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

行政、市民、企業が一体となってユニバーサルデザインの理念に基づいた取組が進むよう普及・啓発を一層推進し、公共建築物、交通機関、歩行環境等のバリアフリー化等のハード面の対策とともに、人的対応の充実や利用者に対する適切な情報提供等のソフト面の対策を図り、高齢者をはじめすべての人にやさしいまちづくりを総合的に推進します。

〔施策・事業〕

3 3 4 ユニバーサルデザインに基づく生活環境づくり

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、あらゆるものをすべてのひとができる限り利用しやすいことを目指す、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境づくりを推進します。

335 公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進

すべてのひとが安心・安全，円滑に施設を利用できるよう，既存公共施設の現況調査結果や，施設ごとの整備計画に基づき，バリアフリー化改修を推進します。

また，バリアフリー新法に基づき，駅及びその周辺道路等の重点的，一体的なバリアフリー化を推進します。

336 あんしん歩行エリア対策事業の推進

歩行者の安全を確保するため，あんしん歩行エリア対策事業を推進し，市街地で事故の発生割合が高い地区等の歩道の設置や交差点の改良等の整備に取り組みます。

337 交通安全普及啓発事業の推進

各区交通対策協議会等の活動を中心に，ポスター，パンフレット等を活用した広報啓発や街頭啓発等の事業を推進します。また，高齢者向けのイベント等での啓発活動を推進します。

338 ベンチの設置などによる休憩スポットの充実等の推進

都心主要道路における歩行空間の拡大とベンチ等の設置などによる休憩スポットの充実等，環境整備と交通安全性の向上を図ります。

339 市バスにおけるノンステップバスの導入促進

高齢者をはじめだれもが安心して市バスを利用できるよう，ノンステップバスの導入を促進するとともに，ノンステップバスに適した停留所への改善を図ります。

340 移動に制約のある方への支援

特定非営利活動法人等が実施するボランティア輸送としての有償運送（福祉有償運送事業）について，その必要性及び実施に伴う安全性の確保，旅客の利便の確保等について審査等を行う京都市福祉有償運送運営協議会を引き続き設置し，移動に制約のある方への支援を図ります。

また，高齢者など，単独では移動が困難な方の個別ニーズに迅速かつ的確に対応できるタクシー事業者による共同配車センターの運営について，必要な協力を行います。

341 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施

「京都市緑の基本計画」及び「第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン」に基づき，都市公園等の整備，公共施設や民有地の緑化などを進め，緑の優しさに包まれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てます。

(3) 防災対策・防犯対策の推進

新たに「見守り活動対象者名簿」を作成し、関係機関や団体等が共有・活用することにより、地域における見守り体制の充実を促進します。

また、市民が自ら危険を回避できるよう、防災・防犯に係る意識と知識の高揚を図る啓発を強化するとともに、保健・福祉関係者に対しても研修等により知識の普及を図ります。同時に、災害等に備え、地域住民による自主的な活動を積極的に支援します。

〔施策・事業〕

3 4 2 災害時要援護者名簿を活用した地域における見守り体制の充実<新規>

これまで行政内部で保有し、災害時にのみ地域に提供することとしていた「災害時要援護者名簿」などを活用し、訪問等により同意を得た要援護者について、新たに「見守り活動対象者名簿」を作成し、関係機関や団体等が共有・活用することにより、高齢者をはじめとした要援護者の地域における見守り体制の充実を促進します。

3 4 3 福祉避難所の事前指定の推進<新規>

大規模災害が発生した場合に、災害時要援護者等の特別な配慮を要する方を受け入れる福祉避難所の事前指定を推進します。また、福祉避難所の運営を円滑に行っていくため、運営マニュアルの作成や研修会の開催、地域住民への周知を実施します。

3 4 4 災害ボランティアセンターの運営

災害時において、高齢者をはじめとする幅広い被災者の生活や被災地の復旧・復興等を支援するボランティア活動が円滑に行えるよう、関係団体とのパートナーシップの下、ボランティア活動の調整を行う京都市災害ボランティアセンターを常設し、平常時からボランティアの受入環境の整備を図ります。

3 4 5 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進<新規>

自主防災組織、事業所、消防団、その他の地域団体で構成する高齢者のいのちを守るネットワークの構築を推進し、定期的に訓練、交流会等を実施することにより、相互の協力関係の強化に努めます。

また、自主防災活動の指導者的役割を担う人材や京都学生消防サポーターを育成するため、必要な技術や知識を習得する研修を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。

＜参考＞数値目標

目標指標	平成26年度
自主防災スーパーリーダー（仮称）の養成	450人

346 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発

消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、防火防災に関する安全指導を推進します。

347 学区の安心安全ネット継続応援事業の実施

だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、地域住民（各種団体）と区役所・支所，学校，警察署，消防署等の関係機関が連携し，防犯，防災，子どもの安全，地域福祉等幅広い分野で地域の安心・安全の確保に取り組む，地域の総合的な安心安全ネットの取組を更に発展させる必要があります。そのため，補助制度の創設，防犯活動支援物品（防犯用具）の貸出しなどを実施します。

348 応急手当の普及・啓発

介護サービスの提供中等に高齢者に適切な応急手当が必要となった場合，訪問介護員等が救急隊の到着するまでの間，心肺蘇生法などの応急手当ができるようAED（自動体外式除細動器）の使用方法も含めた救命講習を推進します。

また，平成20年度に創設された事業所間のネットワーク組織である「安心救急ネット京都」と連携を図り，応急手当の普及・啓発とAED設置を促進します。

349 防火アドバイザーの養成

火災等の災害から高齢者や障害のある方を守るため，日ごろからこれらの方と接する機会の多い，訪問介護員，介護支援専門員，民生委員・児童委員，老人福祉員等を対象に，防火・防災に関する知識や指導技術を習得する研修を実施します。

350 住宅用火災警報器の設置促進

住宅火災から命を守るため，すべての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の必要性について啓発するとともに，未設置世帯への設置の促進を図ります。

(4) 消費者施策の推進

消費者被害の未然防止・拡大防止や救済のため、関係機関との連携を更に強化し、高齢者や、高齢者福祉関係者への啓発、相談、情報提供等の施策を推進するとともに、高齢者が身近に相談できる体制の充実を図ります。

〔施策・事業〕

351 消費者啓発・教育の推進

悪質商法からの被害を未然に防ぐため、普段から対策が講じられるよう、高齢者向けの分かりやすいパンフレットや消費生活全般に関する情報誌等を配布するとともに、設置場所の拡大を図ります。また、消費生活に関する知識を身に着けることを目的とした講座や、地域での研修会等で悪質商法に関する出前講座を実施します。

352 市民との協働による見守りの仕組みづくり

日常生活の中での目配り、気配り等により地域の高齢者等の見守りを行い、消費生活総合センターへの相談を奨励するボランティア「暮らしのみほりたい」の募集や、地域に密着した消費者啓発の核となる「京（みやこ）・暮らしのサポーター」の活動により、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

353 消費者被害救済のための相談事業の充実

悪質商法の被害に遭ったときに、その対応策を相談できるよう、消費生活総合センターにおいて消費生活相談、法律相談事業等を実施するとともに、京都府、京都府警察本部、京都弁護士会等の関係機関との連携を強化し、相談事業の充実を図ります。

354 消費者被害情報等の迅速な提供

悪質商法等による消費者被害の実例や最近の被害状況等について、パンフレットやメール配信等により、迅速に情報提供します。